

【定額減税や寄附金税額控除(ふるさと納税等)の確認方法について(特別徴収)】

定額減税により控除した額は「税額控除額等⑤」に含まれています。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税		特別徴収税額の決定又は変更通知書 (納税義務者用)	
給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準 総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	税額 税額控除額等⑤ ア イ
雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・働 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	所得控除 所得控除合計②	税額 税額控除額等⑤ イ
(摘要) 調整控除 市民税 ウ 1,500円 県民税 エ 1,000円 住宅借入金等特別税額控除 市民税 オ 12,000円 県民税 カ 8,000円 定額減税額 市民税 キ 6,000円 県民税 ク 4,000円			

定額減税により控除した額です。

扶養の人数を記載しています。
・控配と老配は*で記載されます。
・*については1人と数えます。
・同老は人数に含まれません。

税	税額	納付額	月
市民税	税額控除額等⑤ ア	6月分	月
市民税	均等割額⑦	7月分	月
市民税	税額控除額等⑤ イ	7月分	月
市民税	均等割額⑦	8月分	月
市民税	均等割額⑦	9月分	月
市民税	均等割額⑦	10月分	月
市民税	均等割額⑦	11月分	月
市民税	均等割額⑦	12月分	月
市民税	均等割額⑦	1月分	月
市民税	均等割額⑦	2月分	月
市民税	均等割額⑦	3月分	月
市民税	均等割額⑦	4月分	月
市民税	均等割額⑦	5月分	月

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定又は変更通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名(課税年度の初日の属する年の1月1日現在)	指定番号
住所	課税年度の初日の属する年の1月1日現在	整理番号

あなたの特別徴収税額を去配のとおり決定(変更)しましたので、地方税法第41条、第319条及び第321条(罰則)並びに尼崎市税率条例第30条の2第2項及び第3項(罰則)の規定によって通知します。
 (1)この決定に不服があるときは、その通知書を受取った日の翌日から起算して1か月以内に尼崎市長に対して審査請求をすることができ、(2)この決定又は前配の審査請求に対する異議に不服があるときは、原則として、(3)その最終審査を受けた日の翌日から起算して6か月以内に尼崎市を被告として(尼崎市長が被告の代表者となります。)、決定又は異議の取消訴訟を提起することができます。
 (3)この決定の取消訴訟は(1)の審査請求に対する異議を提起した後のみ提起することができますが、(4)審査請求があった日から3か月を経過しても異議がないと(5)この決定、この決定の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の処置が必要であると又は(6)その他異議を提起しないことにつき正当な理由があるときは、(7)この通知書を受取った日の翌日から起算して6か月以内であれば、異議を提起しなくても、決定の取消訴訟を提起することができます。但各期限内であっても、(1)(3)については決定があった日から起算して1年、(2)については異議があった日から起算して1年を経過すると、(1)(3)については審査請求を、(2)(3)については取消訴訟を提起することができなくなります。

(お問合せ先) 尼崎市 税務管理部 市民税課
 電話 06-6489-6246~6248 FAX 06-6489-6875
 個人情報保護のため、圧着シール加工をしています。ゆっくり開いてご覧ください。

定額減税対象者については
 令和6年6月分の給与天引きを行わず、
 定額減税後の税額を11分割し、令和6年7月分~令和7年5月分
 で給与天引きを行います。
 定額減税対象外の方は6月からの給与天引き開始となります。

- ・税額控除の明細については摘要欄をご覧ください
- ・ふるさと納税等の寄附金税額控除につきまして、例年摘要欄に記載させていただいておりますが、定額減税額の表示により、本年は記載されません。
- ・ふるさと納税等の寄附金税額控除は下記の計算式により確認いただけます。
 市民税 アー(ウ+オ+キ)=ふるさと納税等の寄附金税額控除 (注)
 県民税 イー(エ+カ+ク)=ふるさと納税等の寄附金税額控除 (注)
 (注) 配当等其他の控除がある場合はふるさと納税等の寄附金税額控除+配当控除等となります。